

広島市規則第 7 2 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

広島城三の丸歴史館条例の施行期日を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島城三の丸歴史館条例の施行期日を定める規則を廃止する規

則

広島城三の丸歴史館条例の施行期日を定める規則（令和 5 年広島市規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。